

2. 現計画におけるこれまでの取組み

施策体系① 新たな支え合いの推進とコミュニティソーシャルワーク機能の強化

障害のあるかたの重度化や高齢化、介助するご家族の高齢化などに対応できるよう、相互理解と支え合いに基づく福祉コミュニティづくりとコミュニティソーシャルワーク※1機能の強化を図りました。

〈主な取組み事業〉

○ 障害者サポート講座

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対面による講座を開催することが困難となったため、障害種別ごとに障害のあるかたのサポート方法の講座を収録し、としまなまるチャンネル（YouTube）で配信しました。

また、教育段階からの障害者理解の啓発を進めるため、総合学習の場において、講義や障害のあるかたとの交流会を開催しました。



○ 高次脳機能障害者支援対策事業

全年齢を対象とした相談支援を実施するとともに、一番身近な支援者である家族同士が支え合えるよう家族交流会を開催しました。併せて、区内外の関係機関とのネットワークづくり、情報共有を目的とした連絡会を開催しています。

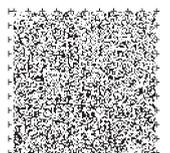
また、講演会やセミナーの開催とともに、パンフレットの配布などを通じて、区民や関係者に「高次脳機能障害」の周知・啓発を図りました。

○ コミュニティソーシャルワーカーの配置

地域住民から寄せられた相談などを必要な支援につなげるための専門職を配置し、地域のネットワークづくりなどに取組みました。

※1 コミュニティソーシャルワーク：

生活上の課題を抱える人達に対する個別支援と、地域全体での支援を専門職や住民が協力して実施するもので、コミュニティソーシャルワーカーが主に実施する。区ではコミュニティソーシャルワーカーを豊島区民社会福祉協議会に委託して実施している。



○ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発

困ったときに配慮や手助けをお願いしやすくするためのヘルプマークとヘルプカードの普及を図るため、セットにして持ち運ぶことができる「さをり織りケース」を無料配布しています。

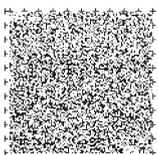
また、イベント開催時には、ポスターやパネル展示を行い、周知・啓発を進めています。

○ 地域生活支援拠点の整備

障害のあるかたの高齢化・重度化や、親亡き後を見据え、相談や緊急時の受入れといった複数の機能を持つ拠点として、多機能型の地域生活支援拠点を整備しました。令和5年度からは地域生活支援拠点等コーディネーターを配置し、今ある社会資源をより有効的に活用するために地域生活支援拠点の面的整備を進めています。



さをり織りのケースを無料配布



現計画の施策体系② 包括的な相談支援体制の構築

障害だけでなく、複合的な課題のあるかたが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における社会資源を最大限に活用し、必要なサービスが総合的・包括的に提供される相談体制の構築に努めました。

〈主な取組み事業〉

○ 地域支援協議会の運営

障害のあるかたが充実した日常生活や社会生活を送れる地域社会の実現を図るため、民間事業所、就労支援、教育、権利擁護などの関係者や障害者相談員、障害当事者を構成員として地域支援協議会を開催し、地域関係機関によるネットワーク構築に向けた課題整理を行いました。

○ 基幹相談支援センター事業

障害のあるかたやそのご家族などのための総合的な相談支援機関として、基幹相談支援センターを設置し、相談を受けています。ほかの行政機関や福祉サービス事業所などの関係機関と連携し、障害のあるかたが希望する暮らしを送れるよう支援しています。

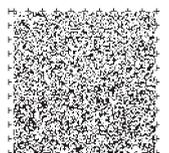


○ 豊島区医療的ケア児等支援協議会の運営

医療的ケア児等に関して、各取組みの情報共有および支援に向けた関係機関との連携など、様々な事項について協議を行い、適切な支援につなげました。

○ 福祉包括化推進員・会議の設置

コミュニティソーシャルワーカーや各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題の解決に対して、庁内で課題解決に向けた全体調整を行っています。



○ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築**

精神障害のあるかたにも地域の中で自分らしく暮らしていけるよう、協議の場において国の広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めました。

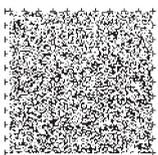
○ **重層的支援体制^{※1}の整備**

令和5年度より包括的支援事業として「断らない相談支援」づくりを進めるため、基幹相談支援センターや地域活動支援センターをはじめとした様々な実施主体とともに重層的支援体制を整備しました。

(57 ページコラム参照)

※1 重層的支援体制整備：

区市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組みを活かし、介護・障害・子ども・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。



現計画の施策体系③ ニーズの早期発見・早期対応の強化

地域における見守り活動を推進するとともに、重度化を防止するため、日頃からの予防に向けた取組みを強化しました。

〈主な取組み事業〉

○ 健康づくりの促進

スポーツに触れるきっかけづくりとして、スポーツフェスタ 2022、みんなのヨガ教室などを開催し、健康づくりの促進をしました。



スポーツフェスタ 2022

○ 精神障害のあるかたに対するアウトリーチ※1 活動の活用

未治療や医療中断などのため、地域社会での生活に困難をきたしている精神障害のあるかたに対し、地域精神保健相談員や地区担当保健師、精神科医のチームが訪問型支援を行いました。これにより、適切な医療に結び付け、その後の地域生活定着に向けた支援を継続的かつ計画的に実施し、本人および家族、住民が安心して地域生活を送ることができる環境づくりの推進を図りました。

○ 発達障害の早期発見・対応

あらゆる年齢層の発達障害者（児）とそご家族等から発達障害に関する相談を受け、適切な支援につなげるために、支援機関の紹介や支援に係る情報提供を行いました。

また、支援困難なケースについては、支援方針会議の活用やより専門性の高い相談を行い、適切な支援につなげました。

一方で、発達障害で悩んでいるかたで、病院に行くことに抵抗があるかたのために、区内大学が実施するカウンセリングを受けるための費用の一部を助成し、悩みの解決につなげました。

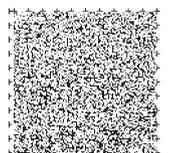
○ 虐待の早期発見・対応

障害のあるかたに対する虐待を発見したかたが、安心して相談できる「障害者虐待防止センター」について、区のホームページや広報、窓口において周知を図りました。また、令和4年4月より虐待防止や身体拘束等の適正化のために、事業所による研修の実施や虐待防止委員会の設置等が義務化されたことについて、事業所連絡会などで周知・啓発を行いました。

さらに、令和5年2月には豊島区児童相談所を開設し、児童虐待の相談体制を整備しました。

※1 アウトリーチ：

支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けるプロセス。



現計画の施策体系④ 地域生活支援の充実

障害のあるかたが安心して地域での日常を過ごすことができるよう、在宅生活を支える各種サービスや相談窓口の充実を図りました。

また、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携を図りながら、障害児支援体制の充実を図りました。

〈主な取組み事業〉

○ 地域生活移行支援事業

退院することが可能な精神障害のあるかたの円滑な地域移行を促進するため、地域移行に向けた周知啓発、関係機関のネットワーク構築およびピアサポーター※¹の活用による対象者への働きかけを行いました。

○ 医療的ケアが必要なかたへの支援

医療的ケア児やそのご家族が利用できる主な行政サービスについて、対象事業と担当窓口を示したチラシを作成し、ホームページに掲載することで、相談しやすい体制づくりを進めました。



ホームページの掲載画面

○ 失語症のかたのコミュニケーション支援

失語症のかたが参加している団体に対して、コミュニケーション支援者を派遣することで、失語症のかた同士の交流や地域での社会参加ができるための支援を行いました。

○ 児童相談所の設置

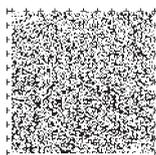
令和5年2月に豊島区児童相談所を設置し、障害児に関する相談体制の整備を行いました。



豊島区児童相談所の設置

※1 ピアサポーター：

自身も障害や病気の経験があり、そうした経験を活かしながら同じ境遇にいる人をサポートする人のこと。



○ 豊島区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト※1・就労等支援事業

区と契約した訪問看護事業所の看護師を重症心身障害児（者）の自宅に派遣し、家族などが日頃行っている医療的ケア、療養上の行為などをご家族などに代わって行うことで、当該家族が休養できる機会をつくりました。

○ 医療的ケアに対応した施設の整備

令和2年度より、目白生活実習所において医療的ケアを必要とする障害者の受入れを行ってまいりましたが、今後の医療的ケアを必要とする生活介助利用者の増加を見込み、令和4年4月、健康プラザとしまの2階に「目白生活実習所分室ぷらす」を新たに整備しました。



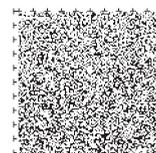
目白生活実習所分室ぷらすでの室内活動の様子

○ 発達障害者関連支援事業

発達障害者相談窓口において、発達障害全般に関し、あらゆる年齢層の当事者・ご家族からの相談に応じています。関係機関と連携を図るため、豊島区発達障害者支援ネットワーク会議を開催し、ライフステージを通じて一貫した支援が受けられるよう、体制づくりを行いました。

※1 レスパイト：

介助者に生じる疲労やストレスを軽減するために、一時的に休息をとるための時間を提供すること。



現計画の施策体系⑤ 就労支援の強化

障害のあるかたが働くことの喜びや達成感を得ながら地域で自立した生活を過ごせるよう就労に関わる支援のほか、生活全般の支援の充実を図りました。また、就職後のフォローアップを含めたサポート体制など、継続した支援を提供できる体制づくりを進めました。

〈主な取組み事業〉

○ 豊島区障害者就労支援事業

障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害のあるかたが安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供することにより、障害者の一般就労を促進し、障害のあるかたの自立と社会参加の一層の促進に資するべく事業を実施しています。

具体的には、就労移行支援や就労定着支援として、障害のあるかたの雇用の安定を実現するため、職業相談などに加え、就職後のサポートを行いました。関係機関と連携し、一般就労機会の拡大、自立と社会参加の一層の促進を図るとともに、就労前準備講座の実施や職場定着支援を充実させることで、就職後も安心して働き続けられるように支援しています。

○ 障害者の福祉的就労推進事業

障害のあるかたの社会参加や、工賃の向上を図ることを目的に、ものづくりを通じて地域とのつながりを深めるため、区内の障害福祉施設のネットワーク活動を支援し、としま MONO づくりメッセへの出店や、庁舎内に商品販売エリア（カフェふれあい前常設商品棚など）の設置などを行っています。

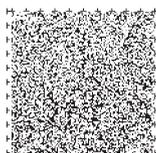
さらに、共同受注ネットワークなどの運営や自主製品販売、各種勉強会を通じて、施設間の連携体制の強化を図りました。



カフェふれあい前常設商品棚

○ 共同受注ネットワークづくり

障害福祉施設が自立した受注体制の運営を実現し、豊島区全体の工賃向上を図るため、区内障害者就労施設などが連携して「豊島区共同受注ネットワーク」を構築しました。（80 ページコラム参照）



○ IKE・SUNPARK ファーマーズマーケット

毎週末に IKE・SUNPARK で開催されているファーマーズマーケットにおいて、「はあとの木」に参加している障害福祉施設に出店を促し、区内の就労施設で製作された、心のこもった商品の販売促進を行っています。

また、令和4年度からは「はあとの木」参加事業所の自主製品を景品にした射的イベントを開催するなど、子どもたちも参加しやすいイベントを開催し、幅広い世代にわたった周知・啓発を進めています。



ファーマーズマーケットでの販売

○ モザイクアートの製作

障害者就労支援の一環として区内にある施設で SDG s のロゴマークを模したモザイクアートを製作し、JR池袋東口グリーン大通り五差路の北側と南側の2か所に設置しました。

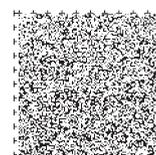


SDG s ロゴマークを模したモザイクアート

○ チャレンジ雇用支援事業

将来における一般企業での就業をめざし、対象となる障害のあるかたを「チャレンジ就業員」として区で一時的に雇用し、就労経験を積むことができる事業を実施しました。

チャレンジ雇用支援事業は令和4年度で終了し、令和5年4月からは障害のあるかたの雇用の機会を増やすため、庁舎内にオフィスサポートセンターを開設し、障害のあるかたの雇用の創出と業務のサポートを実施しました。(78 ページコラム参照)



現計画の施策体系⑥ 権利擁護の推進

障害を理由とした不当な差別や虐待のない、障害のあるかたもないかたも互いに尊重し、共生できる社会づくりを推進しました。

また障害により判断能力が不十分で法的な対応が必要なかたが地域で安心して生活できるよう、成年後見制度などの取組みを推進しました。

〈主な取組み事業〉

○ 障害を理由とする差別の解消に関する取組み

豊島区障害者権利擁護協議会を開催し、地域の関係機関によるネットワーク構築などに関する事、障害を理由とする差別に関する相談、差別解消に資する取組みの周知・啓発に関する事などを協議し、障害のあるかたの権利擁護につなげました。

また、障害者差別解消に関する区民向けパンフレットを新たに作成し、障害者理解促進のための啓発に取組みました。

○ 成年後見に関する条例の制定

区民一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指して、令和3年12月8日に「豊島区成年後見制度の利用の促進に関する条例」を施行するとともに、施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年12月に「豊島区成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

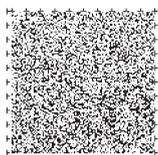
○ 成年後見制度利用支援

福祉サービス権利擁護支援室「サポートとしま」を権利擁護支援の中核的な機関として位置付け、講演会などを通じ、成年後見制度についての周知・啓発を進めるとともに、区長申し立て^{※1}による法定後見制度の活用など、判断能力の不十分なかたの支援を行っています。また、資産が少なく後見人報酬が支払えないかたに対し助成を行っています。

○ 障害者虐待防止センターの運営

障害のあるかたに対する虐待を発見したかたがひとりで悩まず、安心して相談ができるよう、通報や相談の窓口として、障害者虐待防止センターを豊島区立心身障害者福祉センター内に設置し、虐待の防止に取り組んでいます。

※1 区長申し立て：
本来親族がやるべき申立行為を、親族に変わって区長が申し立てること。



現計画の施策体系⑦ 保健福祉人材の育成とサービスの質の確保および向上

区職員や民間事業所の障害福祉専門職などの充実・レベルアップに継続的に取組み、計画的な指導検査を実施することで、質の高い障害福祉サービスの提供を図りました。

〈主な取組み事業〉

○ 専門人材育成のための研修参加費用助成

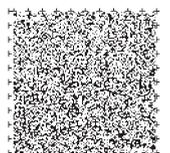
令和5年度より、区内の障害福祉サービス事業所などに従事している職員の専門性を高めるため、喀痰吸引等研修、強度行動障害支援者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講料などの一部を助成する事業を実施しています。(91ページコラム参照)

○ 特定相談支援事業所へのサポート

基幹相談支援センターにおいて、区内の相談支援事業所に対して、連絡会や講演・研修を開催するとともに、困難事例などのケース会議を行うことにより、ネットワーク構築や相談支援能力の向上を図りました。また相談支援専門員の初任者研修や現任研修の実習に協力することで、地域の人材育成に努めています。

○ 区の専管組織による計画的な障害福祉サービス事業所等への指導検査の実施

障害福祉サービス事業所等の適正な事業運営と利用者保護などの観点から、障害福祉サービスの質の向上や自立支援給付に係る費用などの支給の適正化を図るため、指導検査を実施しています。



現計画の施策体系⑧ 災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備

災害時に障害のあるかたに必要な支援や配慮が提供できるよう、災害時要援護者名簿や避難所の整備のほか、災害発生後の支援に至るまで、切れ目のない支援が行われる体制づくりを進めました。

また、新型コロナウイルスなどの感染症が発生した際においても、サービスの提供が滞ることがないように、対策を進めました。

〈主な取組み事業〉

○ 地域における防災訓練への参加促進

安全対策委員会^{※1}において、地域の町会が主催する救援センター立ち上げ訓練に参加し、障害のあるかたを受入れる際の課題などについて協議を行いました。

○ 障害者防災の手引きの活用

災害発生時の備えとして障害のあるかた向けの防災マニュアル「豊島区障害者防災の手引き（改訂版）」を作成し、窓口での配布とともに町会・自治会など関係機関に配布し、周知・啓発を図っています。

○ 福祉救援センターの整備・訓練・周知・運営（備蓄）

心身障害福祉センターにおいて福祉救援センター立ち上げ訓練を実施し、センター立ち上げの手順を確認するとともに、課題の抽出・検討を行いました。

○ 事業者へのPCR検査費用の助成

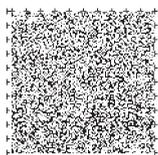
区内の障害福祉サービス事業所などに勤務する職員や利用者などで、陽性者が発生した場合のほか、クラスターを未然に防止する観点から、PCRおよび抗原検査を受ける際に必要な検体キット等の購入経費の補助事業を実施しました。

○ 介護者感染時の受入れ体制の整備

介護者となるご家族などが新型コロナウイルスに感染した場合、障害のあるかたのみでは在宅での生活が困難となるため、障害のあるかたが必要な障害福祉サービスが提供できる施設への入所が可能となるよう、受入れ体制の整備を行いました。

※1 安全対策委員会：

正式名称は『「障害者の安全」対策委員会』。としま区セーフコミュニティ対策委員会の一つであり、日常生活での障害者の安全について協議をしています。



現計画の施策体系⑨ 福祉のまちづくりの推進

日常生活上のさまざまな障壁(バリア)を解消することで、誰もが安全・安心で快適な暮らしを実感し、気軽に外出したいと思える環境づくりを推進しました。

また、ICT や AI 技術を活用したシステムの導入により、情報アクセシビリティの推進を図りました。

〈主な取組み事業〉

○ セーフコミュニティの取得

障害のあるかたの安全に対する取組みを含めた本区の取組みが評価され、世界保健機関 (WHO が推奨する事故や暴力・ケガのない安全・安心なまちづくりに取組む国際認証制度であるセーフコミュニティについて、令和 4 年 11 月に 3 度目の認証を取得しました。

○ 視覚障害者外出支援事業

鉄道事業者と連携した取組みとして、令和 3 年 4 月より視覚障害者専用のナビゲーションアプリ「shikAI (シカイ)」を導入し、音声案内により進む方向や距離を伝えることで、視覚障害のあるかたが安心して目的地までたどりつけるためのシステムの運用を開始しました。

現在は、区役所、東池袋駅、中央図書館の 3 地点をつなぐルートを形成しています。



点字ブロックの QR コード (shikAI)

○ SureTalk (シュアトーク) の実証実験参加

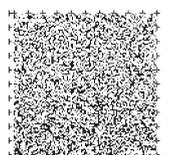
手話ユーザーと音声ユーザーのコミュニケーションをより円滑にするために民間企業が開発した、最新の ICT や AI 技術を活用したシステムの実証実験に参加しています。

○ 障害福祉課関係窓口でのコミュニケーション、UD トーク、点字プリンターなどの活用

障害のあるかたとの円滑な意思疎通支援を行うため、マイクを使って語りかけると、声が聴き取りやすくなるスピーカーの「コミュニケーション」、音声認識によって話した言葉を文字変換してタブレットで表示する「UD トーク」、点字を印刷することができる「点字プリンター」を導入し、意思疎通支援を推進しています。



コミュニケーション



現計画の施策体系⑩ 福祉と文化の融合

これまで本区が推進してきた「文化を基軸としたまちづくり」を最大限に活かし、文化活動・スポーツ活動に積極的に参加できるような環境整備を進めることで、障害のあるかたの社会参加や交流、健康づくりを推進しました。

〈主な取組み事業〉

○ 障害者アート教室

決められた道具や制作方法の中で行うのではなく、参加者それぞれが使いたい道具を選び、ありのままの感性を大切にし、気軽にアートに親しむことができる障害者アート教室を開催しました。



アート教室

○ 障害者アートとまちの融合

障害者アートとまちを融合させる試みとして、西武池袋本店にて、絵画作品の展示販売（仮想空間メタバースの利用も含む）および「はあとの木」自主製品の販売（限定ショップ）を行いました。

また、庁内各部局の部長室や職員休憩室に障害者アートの展示を行うことで、庁内部署による障害者就労施設などへの役務や軽作業の発注、自主製作品などの積極的な購入を促しました。

○ 障害者文化活動推進事業

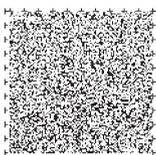
豊島区障害者美術展（ときめき想造展）、区役所本庁舎の「まるごとミュージアム」、「Echika 池袋ギャラリー」などを開催し、障害のあるかたの作品や制作活動などを紹介することで、障害のあるかたへの理解を深め、社会参加を促進しています。

○ スポーツフェスタ 2022

豊島区制施行 90 周年記念として、障害のあるかたでも気軽にできるスポーツの体験会を開催しました。スポーツ活動に積極的に参加できる機会のきっかけをつくることで、障害のあるかたの社会参加や健康づくりを推進しました。

○ 啓発活動などの強化

「障害者週間」や「世界自閉症啓発デー」「発達障害者啓発週間」などに合わせて、広報としまや情報スクエア、中央図書館などで、障害および障害のあるかたに関する理解と配慮などを促進するための啓発活動を実施しました。



○ ふくし健康まつり

障害福祉関係団体による自主製作品の販売やパラスポーツの体験、福祉車両の見学などのほか、パラリンピックのオープニングに参加された全盲のギタリスト田川ヒロアキさんのライブなどを行い、幅広い世代へ障害のあるかたへの理解促進に向けた周知・啓発を図りました。

また、令和5年度からはすずらんスマイルプロジェクト（若者女性支援プロジェクト）とのコラボにより、若年女性の相談会や活動紹介を行いました。



ふくし健康まつりの様子



全盲のギタリスト田川ヒロアキさんによるライブ



子ども会議の提案による車椅子体験会



ボランティアによる理解促進パンフレットの配布

すずらんスマイルプロジェクト



すずらんスマイルプロジェクトによるハイヒールづくり



すずらんスマイルプロジェクトPRブース

